

平成27年度 第3回枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成28年3月16日（水） 午前10時00分～午前11時30分

場 所：藤枝市役所 西館 大会議室

出席委員：松永委員長 鈴木正副委員長 石間委員 瀧下委員 糸柳委員 片山委員 石川委員
青島委員 鈴木芳委員 鈴木英委員 石田委員 福田委員

議 事：【協議事項】（1）特定教育・保育施設の確認について

（資料1に基づき事務局が説明）

質疑なし

全会一致で承認

議 事：【協議事項】（2）地域型保育事業所の認可について

（資料2に基づき事務局が説明）

委 員： 資料3 ページ7番の事業所内保育所プティ保育園は、西友の駐車場跡地に出来たものか。

事務局： そのとおりである。

委 員： 地域型保育事業所を認可することによって保育定員の拡大が図られるとのことだが、平成28年4月1日時点での待機児童の解消は出来るのか。

事務局： 現在も4月の入所に向けて入所調整の作業を継続して行っているため、具体的な数値の報告についてはもう少しお時間をいただきたい。

全会一致で承認

議 事：【報告事項】（1）藤枝型発達支援システム構築のための行動計画について

（別冊資料に基づき事務局が説明）

委 員： 支援の対象となる中学生、高校生は何名くらいを想定しているのか。また高校になると市外の学校へ通う子どもも増えると思うが、どう対応していくのか。

事務局： 正確な数値は把握出来ていないが、少なくとも支援学校、支援学級に通われている方について、その後の支援を社会人まで継続していくもので、市外に行かれた方についても同様である。移行支援会議については、その施策の検討の場となる。

委 員： 藤枝おやこ館では発達に課題を持つお子さんの悩み相談について、経験のあるお母さん方とコミュニケーションを取りながら不安解消に努めている。そういった経験をしているお母さん方も会議に参加してもらってはどうか。

事務局： 移行支援会議については、保護者の方も参加するようになるのではないかと考えている。構築会議についても、保護者の意見は必要と考えておりますので、発達支援センターや子育て支援センターと連携しながら保護者の声を吸い上げていきたい。

委 員： 切れ目のない支援ということが実現すれば、保護者にとっても子ども達にとっても安心して社会に出て行ける画期的なものになると期待している。発達支援センターは今までの子ども家庭相談センターの発達支援の機能が移行するのか。

また、活用を図るためには啓発が重要かと思うが、どのように行っていくのか。

事務局： 発達支援センターは委員のおっしゃるとおり、発達支援係が課へ昇格するものであり、相談業務の拡大も図っていく。啓発については、もちろん広報やホームページ、冊子の配架を通して広く行っていく。

委員： 教員も相談したい事があると思うが可能か。

事務局： 発達支援センターの近くに教育センターがある。今までよりも近くなるので、相談に来ていただく事も可能ではないか。学校との連携については、今後とも充実させていきたい。

議 事：【報告事項】（２）放課後児童クラブ施設整備について

（３）藤枝地区交流センター（藤枝子ども広場）について

（４）れんげじスマイルホールについて

（資料３から資料５に基づき事務局が説明）

委員： スマイルホールのプレイゾーンに配置される職員は資格を持った職員か。

事務局： 子育て支援施設であるので、保育士又は幼稚園教諭の資格を持った職員を常時１名以上配置して対応していく。

委員： プレイゾーンは保護者同伴でなければ使用出来ないのか。

事務局： 親子で訪れていただきたいという事もあり、原則、保護者同伴で考えている。

また、小学校４年生以上については、怪我等の緊急対応も考えられるので、保護者の同意書を記載した利用カードを事前に交付することにより、子どもだけでの利用対応を考えている。

委員： スマイルホールは団体での利用は可能か。

事務局： 団体での利用は想定しない。また、安全に遊んでいただく為に一定の入場制限も検討している。

委員： スマイルホールの運営は指定管理で行うのか。

事務局： あくまで運営を委託で行うので、建物等の施設管理は市で実施する。

委員： スポーツゾーンについてはどのように運営していくのか。

事務局： スポーツゾーンは受託者の自主事業として子どもに関連した運動プログラムを実施し、収支についても受託者の責任の下、管理してもらう。

委員： 放課後児童クラブが青島小学校で２クラブとなっているが、別々のクラブということか。

事務局： 支援の単位が１クラブ４０名という基準があるため、２クラブという表記になっている。

議 事：【報告事項】（５）多子世帯子育て応援事業について

（６）幼児教育の段階的無償化について

（資料６、資料７に基づき事務局が説明）

委員： 多子世帯子育て応援事業で、親子での利用又は多子世帯の子どもだけでの利用となっているが、どういう事か。

事務局： 基本的には親子で利用することが原則であるが、施設の中には子どもだけでも利用できるものもあるため、そのような記載をしている。

委員： 藤枝市は障害者についても多子世帯子育て応援事業と同様の事業を行っているが、対象施設

に違いはあるか。

事務局： 仕組みとしては、障害者の事業を参考にしているが、団体利用は想定していないため、対象施設は個人が利用できる施設に限定している。

委員： 幼児教育の段階的無償化について、対象となる施設は特定教育・保育施設に通う子どもだけか。新制度に移行しない幼稚園は対象となっていないのか。

事務局： 特定教育・保育施設に加え、地域型保育事業も本事業の対象となっている。新制度に移行しない幼稚園について、現段階では、現行制度の就園奨励費補助金を維持していく考えである。

委員： 段階的無償化にはどの位の財源が必要なのか。

事務局： ひとり親世帯への軽減措置の影響額として保育料の減額が200万円程と試算している。多子世帯の軽減措置としては、試算が困難であるため影響額は申し上げられないが、システム改修等を行い、適切に対応していく。

委員： その財源補てんについては、国や県が行ってくれるのか。

事務局： 明確にはされていないが、国の制度変更により市の財政に影響が出るものであるもので、何らかの形で補填されるべきものと考えている。

**議 事：【報告事項】（8）中学生の受給者証の発行について
（資料8に基づき事務局が説明）**

委員： 医療費の無料化は考えていないのか。

事務局： 子どもの医療費無償化については、国や県で足並みを揃えて行うべきものと考えているため、動向を注視しながら、国や県への働きかけは継続していく。

（11時30分議事終了）